区のおしらせ No.440

昭和50年5月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

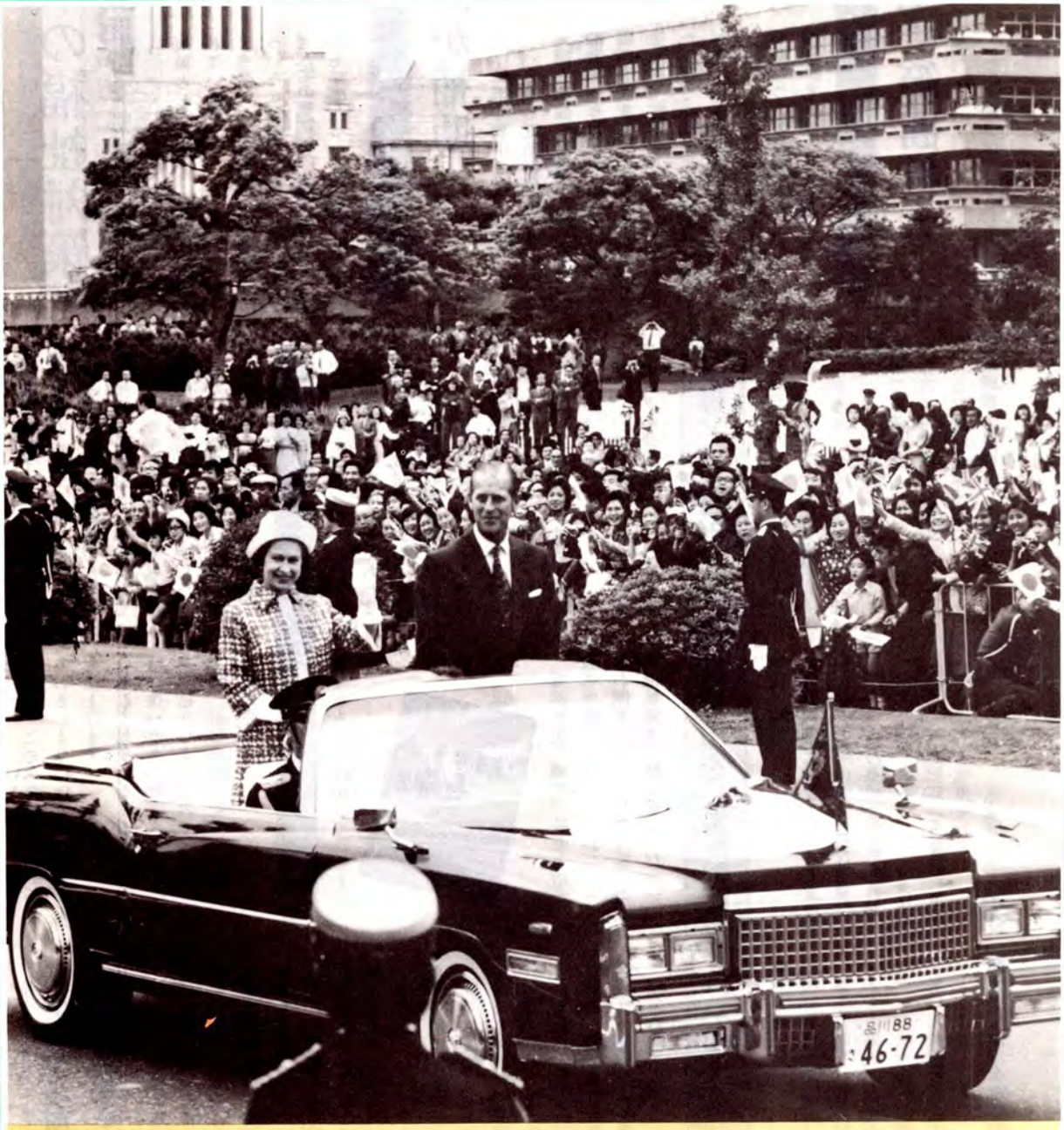

5月7日から6日間にわたり、英国のエリザベス女王、エジンバラ公が日本をご訪問されました。
9日には、帝国ホテルから日比谷交差点、祝田橋、桜田門、国会議事堂前、三宅坂を通って国立劇場までオープンカーによるパレードがあり、沿道には11万人ものひとびとが集まり、ご夫妻を歓迎しました。(写真は、三宅坂附近で)

おとしよりの福祉対策

区独自で範囲等を拡大

社会福祉の向上、区民生活の安定を重点目標に昭和五十年度の予算が実施に移されました。

老人福祉センターの開設、老人福祉手当の対象範囲を千代田区独自で拡大するなど、おとしよりを対象とした施策も、着々と実施されています。

今号は、おとしよりに対するいろいろな施策のうち、ひとり暮し老人宅の電話料の補助、無料入浴券、敬老手帳についてご紹介します。

ひとりくらし世帯の電話

電話料金を区が補助

千代田区では今年度から、ひとり暮しのおとしより世帯（対象約一〇〇世帯）の電話料金を区で補助することになりました。

区では昭和四十八年九月から、ひとり暮しのおとしよりに電話で定期的に〝声の訪問〟をして、お話し相手になったり、健康状態などをお聞きしています。そして、電話のない世帯には電話を無料で架設し、通話料も区で補助、約一五〇世帯で利用されています。

いままで電話料金の補助は区で電話を架設した世帯だけでしたが、昭和五十年度からは、既に自分で電話を設置している世帯の電話料金も区で補助することになりました。区で補助する電話料金は基本料金と六十通話分までです。

ひとり暮し老人世帯の電話料金補助についての申込み、問合せは福祉課老人福祉係です。

敬老入浴券

六十五歳以上に範囲拡大

〝敬老入浴券〟がもらえる年齢が引下げられ、枚数も多くなりました。

この入浴券は、おとしよりが公衆浴場を利用するとき、番台で渡せば無料で入浴できるものです。

いままで、これを利用できるのは七十歳以上のおとしよりからでしたが、今年度からは六十五歳から利用できるようになりました。

また、入浴券の枚数は年間、五十二枚から六十枚に増えました。

現在、この入浴券を利用しているおとしよりには、新しい入浴券を差上げます。

新しく対象になるおとしよりには往復ハガキ（敬老入浴券申請書）をお送りしましたので、希望する方は、必要事項を記入して返送してください。

敬老手帳を差上げます

区内の六十歳以上のおとしよりに敬老手帳（改訂版）「しあわせな長寿を」をお届けします。

この手帳には敬老金や福祉手当のこと、老人福祉センターの利用方法など区がおとしよりのために行っているいろいろな仕事、年金のことなどを、わかりやすくまとめてあります。

また、バスの無料パスや老人福祉センター使用証入れとしても利用できるようになっています。

電話料金の補助、敬老入浴券、敬老手帳について、くわしいことをお聞きになりたい方は福祉課老人福祉係まで問合せてください。

母子休養ホームのご利用を（国民宿舎など六か所）

都には、母子家庭のみなさんが無料で利用できる母子休養ホームがあります。レクリエーションや旅行などにご利用ください。

利用できるひと　都内に住む母子家庭の母子（こどもは満二十歳未満）

利用回数　原則として年一回

料金　無料

朝日臨海福祉センター（千葉県鋸南町）
国民宿舎太陽山荘（神奈川県箱根町）
〃　歌乃茶屋（東京都大島町）
〃　鳩の巣荘（〃　奥多摩町）
〃　白亜紀荘（茨城県那珂湊市）
〃　九十九里センター（千葉県九十九里町）

利用方法　福祉事務所（区役所二階）で利用券を受取り、利用日の十二日前までに施設に申込んでください。申込方法や施設の連絡先などを書いた説明書を利用券といっしょにお渡しします。

問合せ　福祉事務所相談係

少年相談所が出張開設されます

警視庁少年相談室では、出張少年相談所を開設します。

- よくない友だちとつきあう
- 夜遊びや無断外泊する
- 親に乱暴する
- 学校や職場をずる休みする
- 金づかいが荒い
- シンナー、接着剤、睡眠薬を乱用する。
- その他こどものしつけなど

以上のようなこどもの問題でお悩みの方、気軽にご利用ください

とき　五月二十三日（金）から十五日（日）午前一〇時～午後五時

ところ　池袋東武百貨店　九階

問合せ　警視庁少年第一課少年相談室☎581－四三二一

よい環境を つくろう

環境週間 6月5日⇒11日

5日は世界環境デー

山、海、四季のみどり、水、さまざまな生きもの。わたしたちはこれらの〝自然〟と共存しています。

しかし、生活の便利さと引きかえにこれまで多くの自然破壊、環境汚染をくりかえしてきました。

大気汚染、水質汚濁、騒音や振動などの公害もそうです。

環境問題について、わたしたちみんなが関心を持ち、意識を高めるために「環境週間」がもうけられました。この期間中には、環境庁を中心として、地方公共団体、民間団体などで、いろいろと行事が予定されています。

まず、わたしたちの身近かな環境の整備、ゴミを少なくする、みどりを大切にするなど、ひとりひとりの考え方次第でできるものもあります。

ゴミの減量、資源再利用を目的に行われている有価物集団回収に参加することも意義あることです。

健康で快適な生活環境をつくり出し、それをわたしたちの財産として、これからの世代に伝えていく義務があります。

区では、この「環境週間」を中心にしてつぎのような事業を行います。

河川水質調査・河川流域状況調査

神田川、日本橋川の水質分析測定調査、神田川上流の流域状況を調査し、河川浄化対策の参考とします。

交差点公害調査

神保町交差点付近で、一酸化炭素、騒音、交通量などの公害調査を実施します。

自動車排ガス測定

一般来庁車の排気ガス一酸化炭素測定を行い、自動車による大気汚染防止のP・Rと指導を行います。

建設騒音調査

地下鉄工事、建設作業現場のパトロールを重点的に行います。

酸欠調査

地下構造物をもつ区の施設の酸欠現象を調査します。

工場等の騒音測定

騒音の発生する恐れのある工場ビルなどを測定し、規制値をこえるものについて指導を行います。

ボイラー設置事業所の指導

主として灯油を燃料としているボイラーを調査し、不完全燃焼による悪臭の防止について指導します。

これらの調査などをもとにして、これからの環境対策の資料としていきます。

ゴキブリ・蚊・ハエのいない きれいな街に!!

区では、衛生的できれいな街にするために、ゴキブリの一斉駆除と公共施設への薬剤散布を行います。

区民のみなさんのご協力をお願いするとともに、普段からゴキブリ、蚊、ハエの発生を予防することを心がけ、特に台所などは清潔にしておきましょう。

ゴキブリの一斉駆除

薬剤は町会を通じて各世帯に無償で配布します。

実施時期 五月二十八日(水)から三十日(金)まで

薬剤 ダイアジノン五%乳剤

塗布場所 ゴキブリの生息場所の調理台やガス台、コンロの下、戸棚や引出しの中など

また、ゴキブリは床や壁の隅にそってはい回る習性がありますので床や壁の隅に、五倍の水で薄めた薬剤を刷毛で帯状に塗布してください。

薬剤の使用については、薬剤といっしょに使用説明書を配布しますので、よく読んでから使用してください。

公共施設に 薬剤を散布

五月下旬から十月下旬まで殺虫剤を散布します。

散布する場所は、蚊やハエの発生源で、公衆便所や公園、あき地など個人では散布ができない公共的、準公共的なところです。

散布方法は、町会ごとに順番に六回巡回します。

ゴキブリの一斉駆除、公共施設への薬剤散布についての問合せは保健衛生部管理課衛生係へ。

再開五年年金の支給が始まります

昭和四十五年六月に再開五年年金に加入したひとに年金の支給が今年の七月から始まります。

支給されるのは、この年金に加入している六十五歳以上のひとで五年間分の保険料を完納しているひとです。対象のひとには係から連絡しますから支給の請求をしてください。

保険料の未納分があるときは、六月末日までに納めてください。

保険料の納入が困難なときには区の応急資金(無利子、保証人不要)の制度も利用できます。

くわしいことは、国民年金課適用係に問合せてください。

年金課からのお知らせ

国民年金に加入していて、年金を受ける権利ができて年金受給の請求をすると、社会保険庁から通知と国民年金証書が送られてきます。

しかし、現在請求が大変多く通知と国民年金証書が届くまで四か月ぐらいかかることもあります。

すでに請求されている方には大変で迷惑をおかけしますが、いましばらくお待ちください。

昭和49年度【区の財政】

一般会計予算

106億8,821万円

前年度比 21.6%増

昭和49年度下半期(昭和49年10月1日から昭和50年3月31日まで)の千代田区の財政事情がこのほど発表されました。

区にはどの位の収入があり、そのお金がどのようなことに使われているかを知っていただくために、そのあらましをご紹介します。

一般会計

昭和四十九年度予算の総額は、一〇六億八、八二一万八千円で昭和四十八年度予算に比べて二二億一、五七〇万五千円、二六・二%の増加となっています。

歳入は表1・図1のとおりで、特別区税が約⅔で、残りの⅓は国庫支出金、都支出金、繰越金などです。

歳出は表2・図2で表わすように教育費が約二五%、民生費が約二三%、土木費二〇%、次いで総務費、産業経済費、議会費となっています。

図1　歳入

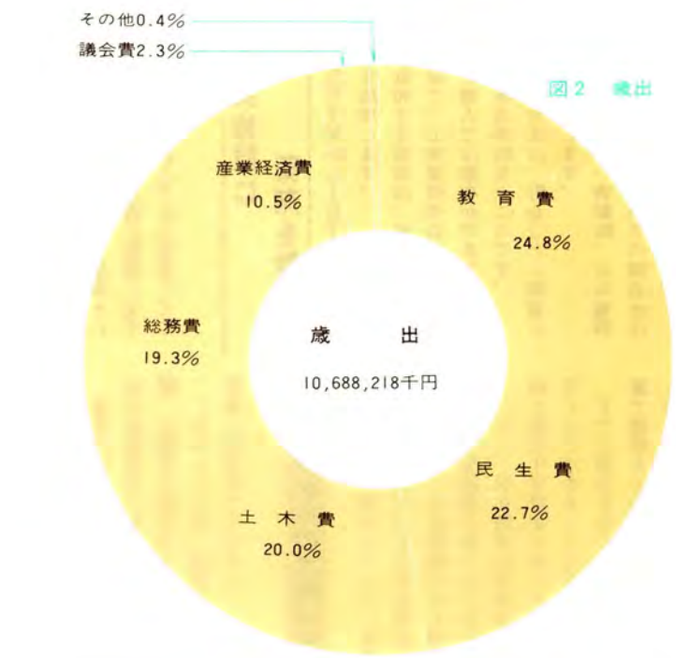

図2　歳出

表1　歳入（単位千円）

科目	予算額	収入済額
特別区税	7,208,297	6,714,582
国庫支出金	371,040	355,614
都支出金	257,513	180,305
諸収入	1,748,226	1,692,139
その他	1,103,142	1,011,498
計	10,688,218	9,954,138

特別区税予算額内訳
特別区民税　3,716,602千円
タバコ消費税　1,959,466千円
電気・ガス税　1,507,229千円
軽自動車税　25,000千円

表2　歳出（単位千円）

科目	予算額	支出済額
議会費	242,739	213,332
総務費	2,066,239	1,847,632
民生費	2,424,171	1,842,033
産業経済費	1,122,083	973,914
土木費	2,138,244	1,577,594
教育費	2,650,903	1,913,161
その他	43,839	36,967
計	10,688,218	8,404,633

区有財産（昭和50年3月31日現在）

種目		総計	摘要
公有財産	土地	205,232㎡	庁舎、小・中学校、公園等の敷地
	建物	172,997㎡	庁舎、小・中学校校舎等
	有価証券	20,203,060円	株式、社債等
	出資による権利	1,000,000円	温泉受給権4口
物品		131件	自動車、通信機械器具、衛生器具等
基金		1,073,738,015円	区民福祉厚生基金、用品基金

区民税負担状況（昭和50年3月31日現在）

一世帯当り	昭和49年度	130,098円
	昭和48年度	98,869円
一人当り	昭和49年度	53,285円
	昭和48年度	40,915円

国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計予算の総額は八億七、七七四万七千円、前年度と比べて二億一、五〇九万三千円、二六%の増加となっています。

歳入は表3・図3のように国庫支出金と都支出金で¾以上を占め、加入者が納める国民健康保険料は約二一%です。

歳出は表4・図4のとおりで保険給付費が九割以上です。

図3　歳入

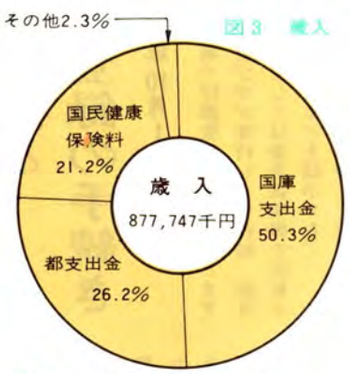

図4　歳出

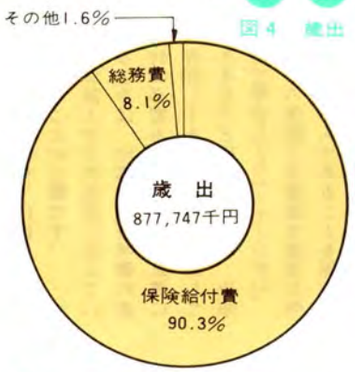

表3　歳入　（単位：千円）

科目	予算額	収入済額
国民健康保険料	186,333	181,858
国庫支出金	441,866	447,089
都支出金	230,059	182,984
その他	19,489	20,966
計	877,747	832,897

表4　歳出　（単位：千円）

科目	予算額	支出済額
総務費	71,630	62,491
保険給付費	792,285	638,794
その他	13,832	9,241
計	877,747	710,526

補正予算

昭和四十九年度下半期

昭和四十九年度予算は、区民福祉の一層の増進を図るため、昭和四十九年度下半期に三回の追加補正が行われ、補正額は二〇億四、九三四万六千円になります。

国民健康保険事業会計予算も下半期に三回、四、二七三万四千円の追加補正が行われました。

一般会計で補正された主な内容はつぎのとおりです。

・七十歳以上のおとしよりに敬老入浴券を交付　五、七一九千円

・老人医療費助成経費の追加　三、〇六〇千円

・小規模企業緊急融資事業経費　七三、〇五四千円

・商工融資事業経費　五〇、九三八千円

・神保町二丁目愛全公園にせせらぎコーナーを設置　五、六二三千円

・生活用品交換会実施経費　六五〇千円

・防災器材置場設置経費　二、五九五千円

・魚介類特売事業経費七二〇千円

・家庭福祉員制度事業経費　三八七千円

・千代田のさくらまつり準備経費　二、〇〇二千円

・転落防止柵設置経費　一二、九七七千円

・練成中学校改築経費　三三〇、〇〇〇千円

③ 登録資格と印鑑登録の手続き

（昭和50年10月1日から）

登録資格

千代田区に住んでいて、住民票または外国人登録原票に登録されている満十五歳以上の禁治産者でないひとは、登録できます。

現在は、準禁治産者及び未成年者の登録申請には、保佐人などの（同意書）の提出が必要ですが、十月一日からは必要なくなります。

登録できる印鑑の数

一人一個に限ります。一つの印鑑を共有して登録はできません。

印鑑登録の手続き

1 **申請** 登録する印鑑を持参し、申請用紙に所要事項を記入し、申請します。代理人が申請するときには、代理権授与通知書など「委任の旨を証する書面」がいります。（現在は、このほかに、本人がこられない「理由を証する書面」が必要です）

2 **本人の確認** 申請の際、本人であるかどうかの確認をしますが、つぎの三つの方法のうちから、申請者が選ぶことができます。なお、①・②の場合は申請の際その場で印鑑登録証をお渡しします。

①官公庁が発行した免許証、許可証もしくは身分証明書で区長が定めたものを提示する。

②保証人の保証書とその印鑑登録証明書を提出する。保証人は、都内の区市町村で印鑑登録をしていることが必要です。

保証人が千代田区に住んでいるときは、印鑑登録証明書の添付は必要ありません。保証書に押印してある印鑑が、登録してあるものと同じかどうか、出張所で照合してもらってください。

この保証とは登録申請者が明らかに本人であることを保証することに限られ、登録申請者の人柄や登録後の行為についてまで保証するものではありません。

③照会書をお宅におくりますので、回答書に必要事項を記入して、直接本人が持参してください。

代理人が回答書を持参する場合は、「委任の旨を証する書面」が必要です。回答書と引替えに印鑑登録証をお渡しします。

教育相談の時間がかわりました

こどもの教育相談が好評です。利用される方がたいへん多くなり、お待たせすることもたびたびです。そこで、ことしの四月から開室時間をつぎのように変更しました。

相談受付 毎日（日曜・祝日は休み、土曜日は正午まで）

相談日 毎週火・水・木・金曜日 午前十時から午後四時まで

相談内容 就学・学校選択（特殊学級などへの入級、入園判別）学業不振、勉強ぎらい、知能検査、集団生活への不適応、登校拒否、かん黙、病・虚弱、夜尿などの習癖、視聴覚、言語、肢体障害、その他の問題行動

費用 無料

問合せ・申込み

教育相談室 ☎256―八四四六

大気のよごれ4月の数値

○**亜硫酸ガス（SO_2）**

区役所前……0.03p.p.m.

○**一酸化炭素（CO）**

区役所前……2.3p.p.m.
神保町交差点……8.0p.p.m.

環境基準

亜硫酸ガス（SO_2）
1日平均値が0.04p.p.m.以下
一酸化炭素（CO）
8時間平均が 20p.p.m.以下

歯の無料相談

六月四日から十日までの一週間は『歯の衛生週間』。この期間中区内の歯科診療所で歯の無料相談を行います。この機会にあなたの〝歯の点検〟をしてください。

とき 六月四日(水)から十日(火)までの診療時間中

ところ 区内の歯科診療所（歯科無料相談のポスターが掲示されています。

相談を受けるときは健康保険証を持参してください。

問合せ 国民健康保険課保険管理係

6月の休日診療当番医

1日	鈴木内科クリニック	神田岩本町1 岩本町ビル	☎253-7081
	野田医院	一番町10	☎261-4117
8日	藤ノ木医院	神田東松下町34	☎256-6844
	東京警察病院	富士見2-10-41	☎263-1371
15日	額田内科病院	神田小川町3-28	☎291-0989
	飯田橋診療所	飯田橋3-6-11	☎261-7880
22日	佐藤医院	外神田6-15-4	☎831-8053
	都築医院	九段北1-5-1	☎261-7116
29日	中沢医院	外神田3-10-8	☎251-2683
	井関医院	九段南2-3-26	☎261-3641

- 診療時間は午前9時から午後5時までです。
- 健康保険証は必ずお持ちください。
- 休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

寄付

十万円

老人福祉センター事業資金として

広島県大竹市立戸二―六―八 **白石裕一殿**

青果物消費者サービスデー 6月5日(木)

青いノボリのある八百屋さんで

豚肉の産地直送販売 5月27日(火)

黄いノボリのある肉屋さんで

魚の消費者サービスデー 5月28日(水)・6月11日(水)

濃紺のノボリのある魚屋さんで

婦人学級を開催（区内の郷土史を学ぶ）

郷土史を学ぶ婦人学級が開催されます。千代田区内を、地図で、資料で、そして脚で、共に歩き学びましょう。

期　間　六月三日より、毎月第一火曜日（ただし、八月は休み、一月のみ第二火曜日）で計八回

と　き　いずれも午後一時三〇分から四時まで

ところ　和泉橋区民会館（野外の場合もあります）

受講料　無料（ただし、教材費は各自負担）

募集人員　三〇名（先着順）

講　師　喜多川周之先生（NHKカメラリポート、リポーター）

申込先・問合せ　五月二十六日（月）から電話で社会教育課文化係まで申込んでください。

教員・家庭婦人 水泳講習会

と　き　六月十七日（火）、十九日（木）、二十一日（土）、二十四日（火）　午後三時～五時

ところ　総合体育館温水プール

対象者　区立小中学校教員および区内PTAと区内在住の婦人

参加費　無料

定　員　一〇〇名（先着順）

内　容　各種泳法のほか救助法の講習もあります。

申込み・問合せ　社会教育課体育係

ビル管理者を対象に 害虫防除の講習会

伝染病や食中毒を媒介する害虫の防除について、五〇〇平方㍍以上のビル管理者を対象にビル管理者環境衛生講習会を開催します。

と　き　五月二十九日（木）午後一時三十分から四時まで

ところ　千代田公会堂

内　容

映画　水の衛生

講演　ビル環境における害虫の生態と防除

講　師　理学博士　浅沼　靖氏

問合せ　保健衛生部管理課衛生係

やまべつり大会

と　き　六月二十二日（日）

ところ　芦ノ湖

募集人員　一〇〇名（先着順）

参加資格　区内在住、在勤者

参加費用　二、〇〇〇円（昼食、エサ代は自己負担）

集　合　午前五時五〇分秋葉原駅西口　六時出発

申込み・問合せ　六月十日（火）までに社会教育課体育係まで申込んでください。

心身障害者と家族の映画観賞会

と　き　五月二十五日（日）午後一時より

ところ　富士見福祉会館

映　画　「ふるさと」

費　用　無料

くわしくは福祉会館（富士見二―三―六☎二六二―一〇四五）へ。

訂正　五月八日号五ページの婦人福祉資金の記事中、事業開始資金の返済期間を7年に、転宅資金の限度額を三万円に訂正します。

弓道（和弓）初心者講習会

初心者を対象にした和弓の講習会を開催します。

と　き　六月十一日（水）、十二日（木）、十三日（金）、十四日（土）午後六時から八時三十分まで

ところ　区立体育館弓道場

定　員　二十名（先着順）

参加資格　区内在住・在勤の初心者

参加料　無料（ただし、教材費三〇〇円）

申込み　六月九日（月）までに社会教育課体育係まで申込んでください。

六月の野外こども会

二日　神田公園

三日　築土神社　錦町（児）

四日　竜閑（児）　佐久間公園

五日　神三（児）　三崎町（児）

六日　淡路公園　芳林（児）

九日　心法寺（児）　平河町（児）

十日　富士見出張所ピロティー　東郷公園

十一日　北の丸公園皇宮警察寮　堀留北（児）

十二日　西神田公園　錦華公園

十三日　神田公園

時間は午後二時から。雨天、強風、光化学スモッグ注意報発令の時は中止します。

六月の老人のつどい

富士見出張所地区――四日　富士見福祉会館

番町出張所地区――九日　番町区民会館老人娯楽室

神保町出張所地区――十日　老人福祉センター集会室

万世橋出張所地区――十一日　万世橋区民会館老人娯楽室

神田公園出張所地区――二十一日　神田公園区民会館老人娯楽室

和泉橋出張所地区――二十一日　和泉橋区民会館区民集会室

時間はいずれの会場も午後一時三十分から四時までです。

児童館だより（六月）

●神田児童館

かんだ'75歌声フェスティバル

五月二十四日（土）午後二時からちびっこ演芸会やのどじまんなどがあります。

●西神田児童館

ビックリ交換市

自分たちで作った物をならべるお店を出したり、せり市をしたり楽しい市にするために、いまから準備をしよう。

●富士見児童館

映画会「長くつ下のピッピ」五月三十一日(土)午後二時三十分から

保健所だより

麹町保健所（丸の内3-5-1）
☎212－5008

神田保健所（神田錦町3-10）
☎291－3641

乳児検診

生後三か月の乳児を対象に乳児検診を行ないます。

●麹町保健所
とき　六月十日(火)　午後一時三十分から二時三十分まで
ところ　麹町保健所富士見分室

●神田保健所
とき　六月十日(火)十二日(木)　午後一時から二時三十分まで
ところ　神田保健所

女性教室

女性の体のしくみ、貧血、栄養などについて結婚前の女性を対象に開催します。

とき　六月四日(水)十一日(水)十八日(水)　午後五時三十分から八時三十分まで
ところ　麹町保健所

胃がんの集団検診

区内に住む三十五歳以上のひとを対象に、無料の胃がんの集団検診を行います。

とき　六月十七日　午前十時から十一時まで
ところ　東京都がん検診センター
定員　二十五名（先着順）
申込み　六月七日(土)までに麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

歯の無料相談

希望者を対象に麹町保健所で歯の無料相談を行います。

とき　六月四日(水)　午後一時から三時まで
ところ　麹町保健所

飲み水の安全のために

最近、水のタンクを持つビルで飲料水の「にごり」や「悪臭」などの汚染事故が多くなりました。

飲料水の安全を守るために、管理者のひとは、つぎのことに十分注意してください。

・水槽は毎月一回必ずよごれていないか確かめる。
・年に一回は水槽を掃除する。
・マンホールは必ず密閉し、受水槽の上には物を置かない。
・受水槽は汚水などの浸入を防ぐためにかさあげする。（二〇センチ～三〇センチ）
・蛇口につけたホースをバケツ、風呂桶、洗たく機などの中に入れたままにしない。
・年一回は飲用可否の水質検査をする。麹町・神田保健所では毎週月曜日と火曜日に水質検査の受付をしています。検査料は一件につき六五〇円です。
・突然、水質の異状や冠水などの事故があったときは、すぐに麹町・神田保健所か水道局中央支所☎二五六－六一五一に連絡してください。

区立体育館プール

6月から個人利用に
利用料金も夏料金に

区立総合体育館のプールは、6月1日から9月31日までの4か月間、個人利用だけとなり団体利用はできなくなります。

また、利用料金も夏料金となります。

●**料金**　（夏料金）
一般（高校生以上）……80円
児童・生徒……40円

●**利用時間**
第1回…午前9時～午前11時
第2回…正午～午後2時
第3回…午後3時～午後5時
第4回…午後6時～午後8時

老人福祉センター

神田神保町2－20☎265－3981

午前9時⇒午後5時

老人福祉センターでは、各種の講習会や毎月の催物、手芸や工作など行っています。

講習・講座などが行われる講習室

講習会

だれでも自由に参加でき、専門の先生に指導してもらえます。

現在、民踊・将棋・囲碁・民謡の講習会を開いていますが、利用者のみなさんや老人クラブのみなさんのご意見を聞いて、いろいろな講習会を開いていきます。

科目	講習日	場所
民踊	毎週金曜日	講習室(六階)
将棋	毎月第二・第四土曜日	娯楽室(五階)
囲碁	毎月第一・第三土曜日	娯楽室(五階)
民謡	毎週火曜日	講習室(六階)

●時間は午後二時から四時までです。

手芸・工作

手芸や工作も専門の先生に指導してもらい、六月から始まる予定です。工作は、楽焼や七宝焼などを行う予定です。

このほか、毎月映画会や演芸会などの催物も行っています。

六月の休館日　二日・八日・十六日・二十二日・二十九日